

令和 4 年

第 4 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 4 年 4 月 7 日

前橋市農業委員会

令和4年 第4回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和4年4月7日午後2時05分
- ・閉会日時 令和4年4月7日午後4時07分
- ・開催場所 市庁舎11階北会議室

・出席委員（21人）

1番 松田 智之	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一	5番 阿久津 昌枝
6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄	9番 関 けい子
10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子
15番 松島 敏男	17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一
20番 青木 朱美	21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫
24番 江原 弘			

・欠席委員（3人）

2番 小池 真澄	12番 下田 将文	16番 星野 和幸
----------	-----------	-----------

・事務局出席者

事務局長 藤井 義嗣	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 篠崎 菜穂子	副主幹 福田 邦夫	嘱託員 古市 直子

・農政課

副主幹 眞塩 明男	主事 田所 鉄平
-----------	----------

・付議事件

- (1) 議案第18号 農地法の規定による許可申請の取下げについて（3条）
- (2) 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第20号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第21号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- (5) 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第24号 農地法3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- (8) 議案第25号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 令和3年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
- (2) 令和4年度 最適化活動の目標の設定等について
- (3) 農業振興地域整備計画（令和3年9月除外及びマスタープラン）の変更に係る農業委員会への意見聴取について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 令和4年度前橋市農業委員会事業計画（案）について
- (6) 職員の任免について

藤井局長	それでは、定刻を若干過ぎてしまいましたが、本日の出席の委員さんが全員、お揃いですので、これより令和4年第4回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
深町会長	◇（挨拶）
藤井局長	なお、本総会は一般公開となり、傍聴者がいる場合は受け付けておりますので、その旨、ご了承ください。 続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、2番 小池 真澄委員、12番 下田 将文委員、16番 星野 和幸委員の3人でございます。従いまして在任委員24人中21人の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。 ここからは会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よろしくお願いいたします。
議 長	《深町会長、議長に就任》 それでは、早速、始めさせていただきます。令和4年第4回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。7番 坂本 忠委員、8番 横室 辰雄委員にお願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第18号 農地法の規定による許可申請の取下げ 3条申請について、整理番号1番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、取下理由等を朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第18号 農地法の規定による許可申請の取下げ 3条申請については、整理番号1番を承認とすることに決定します。 次に、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番は先の審議で取下げが承認されましたので、整理番号2番から13番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）
議 長	以上、整理番号3番から8番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 なお、整理番号8番につきましては、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。
1番委員 （1班班長）	それでは整理番号3条の8番になります。現地・面接調査案内図の1ページから17ページをご覧ください。申請地は堀越町内の農用地区域内にある農地です。面接には申請人本人が1人で来られました。申請事由は、田4,030㎡を貸借し、アスパラガス、ナス、ブロッコリーの作付けをして新規就農したいとのことでした。申請に至った経緯としては、現在、石材店を営んでいるとのことですが、将来のことを考え、就農することを決めたそうです。いろいろな方に相談をし、ビニールハウスを建てて長く使っていくには、様々な農作物の中からアスパラガスを主にナス、ブロッコリーを作付けすることとしたそうです。この場所を選んだ理由としては、群馬用水が引いてあり、今まで先輩が耕作していたので、話を進めやすかったとのことでした。過去に農業教育や農作業研修を受けた経験はないそうですが、JAをはじめ市内のアスパラガス生産者の知人の指導、協力を得ながら計画を進めていきたいとのことでした。な

お、出荷先に関しては、J A、道の駅、日本料理店などを計画し、3年目以降の売上は500万円ほどを見込んでいるそうですが、アスパラガスが軌道に乗るまでは、補完としてナス、ブロッコリーを考えており、石材店も1年から2年は並行して営業するとのことでした。農業従事者としては、申請人本人の他に妻と娘さんの3人で行うということでした。資金の関係ですが、ハウスの建設、農業機械等につきましては、全額をJ Aより新規就農応援資金で対応するそうです。今後の規模拡大等の計画について伺ったところ、将来はアスパラガスを3倍くらいに増やしたいということでした。以上のことから、調査班としては本人の労働意欲が認められ、技術習得に関する周囲のサポート体制もあり、営農計画等も整合性があることから、就農、営農の確実性があると認められるため、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

17番委員

はい、17番。整理番号8番については大賛成ですが、55歳というのは新規就農者にはなれない、ちょうど境目でしたか。50歳ですか。55歳ですね。申請者は53歳なので、新規就農者にはなれますね。50歳以上の新規就農者はあまり見たことないのですが、若い人たちと同じようにいろいろ支援が受けられますよね。ざっくりばらんに分かる範囲で教えていただけますか。

篠崎副主幹

国庫補助を受けたいという場合には、原則45歳という年齢がありますが、農業委員会で新規就農者として認めて、奨励金などを出しているものについては、55歳未満で交付しています。今回の53歳の方ですが、他にも条件がありますので、補助を受ける、受けないは別として、新規就農者ということは言えると思います。

17番委員

この方がJ Aを通じてお金を借りたり、ハウスを作ったりすると言っていますので、それについて新規就農者として手厚い補助を受けられないのかなと感じたので、話をさせていただきました。53歳で新規就農者になって、45歳までで融資の補助はないと言われるのが心配でした。なるべく頑張って、いろいろな補助ができるのであれば、面倒をみてあげてください。終わりにします。

議 長

市の方は55歳という年齢があるので、新規就農奨励金は条件が合えば出ますし、ここに書いてありますJ Aの新規就農支援というのが分からないので、J Aの方で出すのか、出さないのか、あとでまた項目は確認してください。

17番委員

面倒を見ていただけるのなら、大賛成です。

議 長

他にございませんか。他にないようですので採決をしたいと思います。

整理番号9番から13番は5条申請との関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行うこととします。整理番号2番を保留とし、整理番号3番から8番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号9番から13番は5条申請との関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号2番を保留とし、整理番号3番から8番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第20号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から3番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹

◇(議案書・順次、整理番号、内容等、契約内容、転用目的を朗読、説明)

議 長

事務局の説明が終わりましたので、皆さんからの意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号1番から3番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第20号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可については、整理番号1番から3番を承認することに決定いたします。

佐藤副主幹 議 長	次に、議案第21号 農地法の規定による許可申請の取消し5条許可について、整理番号1番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。 ◇（議案書・順次、整理番号等を朗読、説明） 事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見がないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第21号 農地法の規定による許可申請の取消し5条許可については、整理番号1番を承認することに決定いたします。
佐藤副主幹	次に、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から9番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。 ◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号1番から9番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議 長	整理番号2番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。
1番委員 （1班班長）	整理番号4条の2番。現地・面接調査案内図の18ページから25ページをご覧ください。 申請地は、前橋市富士見地区農村環境改善センター及び富士見農産物直売所から南西約710mに位置する農用地区域内農地です。なお、農用地区域内の農地は原則として転用することができませんが、農地法施行令第4条第1項第2号イの例外規定にある農業用施設に該当するため、許可の対象になります。面接には代理人の行政書士1名で来られました。申請事由としては、キノコ栽培用ハウスを建設し、気候に左右されずに安定した生産及び供給を行い、将来的には6次産業化をたく申請することでした。申請に至った経緯は、現在、コマツナの周年栽培を20年ほど前から家族2人で行っていましたが、天候に左右されないキノコ事業に参入したいと思ったそうです。施設の利用計画としては、新たに見積書の提出もあり、キノコハウスは4棟で、延べ面積が1,373㎡であり、農業用倉庫が1棟で218㎡であり、この申請地の他には施設の所有はないとのことでした。また、キノコの種類はシイタケ、マイタケ、エリンギが中心で、出荷先としてスーパーや道の駅を計画しており、加工品についてはインターネットによる販売も行う計画とのことでした。利用計画、被害防除関係については、現在、畑はロータリーをかけた状態でありましたが、整地は転圧のみで行う予定で、道路等の境界についてはタンカンを組むとのことで、雨水処理については自然浸透ですが、周辺に流れ出ないように対処するとのことでありました。本申請はあくまでキノコハウスとしての利用であり、他の用途としての利用はできないことを再認識をさせていただきました。以上のことから、調査班としては新たな見積書等の提出もあり、農業用施設の必要性が認められることや、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断をいたしました。以上です。
議 長	以上で事務局の説明、調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ございませんか。なければ採決をしたいと思います。 整理番号1番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から9番を許可することに決定いたします。 なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付す

佐藤副主幹

ることになりますので、ご承知おきます。

次に、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から54番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明）

以上、整理番号1番から50番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

なお、整理番号4番、7番、16番から18番については現地・面接調査を行っており、15番については、現地調査を行っております。調査班長の報告をお願いいたします。

1 番委員
（1 班班長）

整理番号5条の4番。現地・面接調査案内図の26ページから34ページをご覧ください。申請地は、市立市民体育館の南西に位置し、西側、北側、東側は公衆用道路、南側は宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請事業所の理事長と他1名、代理人である行政書士の3名で来られました。申請事由は、当法人は、現在、六供町にて幼保連携型こども園を運営しています。既存の建物の老朽化に伴い、既存施設からも近く、通園の影響も少ない申請地に新園舎を移転したく申請するとのことでした。申請に至った経緯としては、既存施設の老朽化対策と、現在、親の送迎を路上で行っているため、危険回避対策などがあるとのことでした。法人の事業概要は認定こども園で、現在、園児数170名、職員数41名で運営をしており、今後、親の送迎やイベント等、多くの駐車場が必要とされることから、本申請地の70m程先に用地を確保したとのことでした。利用計画、被害防除関係では、まだ建設業者の選定ができていませんが、埋め土として15cmから40cmほどが必要と考えられ、隣接地等の境界は確認済みとのことでした。雨水処理についても行政と確認しつつ進めることとし、周囲にはフェンスも設置する予定だそうです。以上のことから、調査班としては、施設の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断をいたしました。

続きまして、整理番号5条の7番です。現地・面接調査案内図35ページから42ページをご覧ください。申請地は、市立滝窪小学校金丸分校から北東へ約1,060mに位置し、周囲については北側は農地、東側と南側は公衆用道路、西側は山林に囲まれた、小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には、譲受人である会社の代表が1名で来られました。申請事由は、以前より会社の標高より下の方に、除雪のための車両置場と待機所ができる場所を探していたところ、広さと地形で適当なところが見つかったため、交渉し、譲っていただくことになったので申請するとのことでした。申請に至った経緯としては、今年は特に雪が多かったとのことで、塩カルについては無償提供されるようですが、除雪については第2南面以北については対応してもらえないので、それなりの重機を持った人がボランティアで行っているとのことでした。本業の事業概要については、木くずの中間処理を3人で行っているとのことでした。年間受注として35,000m³ほど処理をしていて、年間売上1億円ほどの事業を行っているようです。大型トラック、ユンボ、タイヤショベル、除雪車などを保有しているそうです。現地については、今までリング畑だったので、上の黒土を除去した後に、碎石をいれるとのことでした。被害防除関係としては雨水処理は地下浸透とし、外灯等の照明は設置するが、近隣の農作物に影響がないようにするとのことでした。そして、フェンスですが、メッシュ状フェンスを設置するとのことでした。以上のことから、調査班としては車両置場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断をいたしました。

次に、整理番号5条の15番です。現地・面接調査案内図43ページから49ページをご覧ください。申請地は、県立前橋工業高等学校の東へ約530mに位置し、東側、西側、南側は市道、北側は畑と宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接は今回は実施はしていませんが、現地調査のみを行いました。申請事由は、現在、農業を営んでいるが、農業規模が拡大し、既存の作業場及び農業用機械の収納庫が不足していることと、自宅も子供の成長とともに手狭なため、今回の申請地に農業用施設と新たな住居を建てる計画とのことでした。現地調査を行った結果、3方向を道路に囲まれた環境であり、住宅や農業用施設建設

には問題ない状況でありました。以上のことから、調査班としては、施設の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断をいたしました。

続きまして、整理番号5条の16、17、18番です。現地・面接調査案内図50ページから60ページをご覧ください。申請地は、学校法人平方学園明和県央高等学校から東北東へ約300mに位置し、周囲は西側と東側が市道、北側は畑で、市道と雑種地で農地が混在する小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請人の関係者が3名で来られました。申請事由は、当法人は市内15か所で介護施設を運営していますが、現在、貸借している駐車場を返却する必要性が生じたため、新たに申請地を露天駐車場としたいと申請することです。申請に至った経緯として、駐車場を返却するにあたり、施設から近い場所を探していたところ、譲っていただけることとなったためです。申請法人の概要は、昭和51年12月より介護事業を開始したそうです。現在、市内に15か所の施設を運営し、川場村にも施設があるそうです。申請地の介護施設の概要は、入所人数247名、職員数200名、駐車台数200台であり、返却駐車場については、地図上で言いますと、いちばん東側にある所を116台分を返却予定だということでした。今回の申請地の駐車台数も116台であります。利用計画、被害防除関係については、土地造成については多少、高低差がありますが、水平を取り、碎石を入れ、盛土を行う予定はないとのことでした。隣接地との境界は立会い済で問題はなく、雨水処理については地下浸透で行う計画であり、外灯等の照明も周辺農地への影響は出ないようにすることであり、周囲にはフェンスも設置することでした。以上のことから、調査班としては、露天駐車場の必要性があると認められることや、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 よろしいですか。ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号51番から54番は3条申請との関連があるため、この後に3条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番から50番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号51番から54番は3条申請と関連があるため、この後に3条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番から50番を許可とすることに決定いたします。

それでは、審議を保留にしました農地法第3条の整理番号9番から13番、農地法第5条の整理番号51番から54番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹 ◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）

以上、整理番号9番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしており、また10番から13番については事務処理基準に基づく許可基準を満たしておりますので、ご報告いたします。

佐藤副主幹 ◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明）

以上、整理番号51番から54番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 なお、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

1 番委員 それでは、整理番号3条の9番です。現地・面接調査案内図61ページから87ページをご覧ください。申請地は市立粕川中学校から南約1.3kmに位置する農振農用地区域内にある農地です。面接には譲受人の代理人である行政書士が1人で来られました。申請事由は、現在、徳島県阿波市を中心にサカキ、ミョウガ、ドクダミ等の農業経営を行っており、不耕作地の畑1,031㎡を取得し、農業規模の拡大を図りたいということです。申請に至った経緯とすれば、群馬県は平坦地で出荷場所も近く、適地と考えたということです。当法人の概要は、徳島のレタス農家を法人化したとのことでした。パネルの下ではサカキを栽培する予定ですが、耕作

放棄地が多い中、日陰でも荒れた土地でも、ある程度の収穫量は見込めるそうで、いろいろ懸案事項になっている8割収量については、挿し木でやるので、4、5年目くらいから確保できる見込みとのことでした。他にパネル下でサカキを栽培している場所は太田市に5か所あるそうで、静岡県がいちばん多いとの説明でした。出荷先については、地元のJAに出荷予定で、ドクダミについては東京へ出荷する予定だということでした。農業従事者数については、10人位で地元の人を中心にシルバー人材も利用するとのことでした。規模拡大計画等について伺うと、群馬県で10か所を計画しているとのことでした。以上のことから、調査班としては被害防除対策が取られていることや、転用の確実性、実行性が確認できたことから、許可相当と判断を致しました。

次に整理番号3条の10番、5条の51番。現地・面接調査案内図88ページから104ページをご覧ください。申請地は市立粕川中学校から南に約1.3kmに位置する農振農用地区域内にある農地です。面接には譲受人の代理人である行政書士が1人で来られました。申請事由は営農型太陽光発電施設を設置するにあたり、パネル架台のスクリュウ杭と電力引き込み用の構内引き込み柱設置のため、一時的に転用したく申請するとのことでした。パネル下についてはサカキを作付けするとのことでした。申請に至った経緯は、元々、農業を行っていたそうですが、「荒廃農地について考える」をモットーに地元の徳島県より始め、消費地に近い群馬県の不耕作地を選んだとのことでした。申請施設の概要は545Wのモジュールを154枚設置予定で、発電量83.9kw、売電単価は14円であり、年間売上額は160万円程度で、設置費用は600万円ほどであり、設置費の回収は6年ほどを見込んでいるとのことでした。以上のことから、調査班としては被害防除対策が取られていることや、転用の確実性、実行性が確認できたことから、許可相当と判断をいたしました。

続きまして、整理番号3条の11番、5条の52番。現地・面接調査案内図の105ページから120ページをご確認ください。申請地は市立滝窪小学校から南西約400mに位置する農振農用地域内にある農地です。面接には申請人の代理人他2名の3名で来られました。申請事由として、申請地は日照条件が良く、太陽光発電に適しており、パネル下部での営農についても営農者と協力し合っていくことに同意を得られたとのことで、申請することに至ったそうです。申請に至った経緯は、本申請人は前に出てきた申請人が勤務する法人であり、発電施設は他に2か所所有しており、管理しやすい場所なので、この場所を選んだとのことでした。施設の概要ですが、415Wモジュールが210枚で発電量は87.15kw、売電単価は18円、年間売上額200万円ほど、設置費用850万円ほどで、設備費の回収には5年ほどを見込んでいるとのことでした。そして、下部の農地には温州ミカンを植え付ける予定であり、本数は55本です。ミカンは遮光率50%でも生育するそうですが、栽培経験はないとのことでした。出荷先についてはJAや市場ではなく、民間の会社に購入してもらう計画とのことでありました。8割収量の関係について伺いますと、5、6年後には確保ができる見込みだそうです。以上のことから、調査班としては被害防除対策が取られていることや、転用の確実性、実行性が確認できたことから、許可相当と判断をいたしました。

続きまして、現地では本当に近い所ですが、整理番号3条12番、5条53番です。現地・面接調査案内図121ページから136ページをご覧ください。この5条の52番と53番につきましては、所在地の地番、面積、営農者は違いますけれども、申請人が同一であり、パネルの設置枚数や発電単価、設置費用、全て同一であることから、先ほどと同様ですので、詳細の説明は割愛させていただきますが、ミカンの植付け本数だけが違います。先ほどは55本でしたが、こちらは80本ということです。内容的には全く同じで、設置費用は850万円ということでした。以上のことから、こちらの方も被害防除対策が取られていることや、転用の確実性、実行性が確認できたことから、許可相当と判断をいたしました。

続きまして、整理番号3条の13番、5条の54番です。現地・面接調査案内図の137ページから152ページをご覧ください。申請地は、市立滝窪小学校から南西約400mに位置する農振農用地区域内にある農地です。面接には申請人の代理人の他2名の合計3名で来られました。申請事由としては、申請地は日照条件が良く、太陽光発電に適しており、パネル下部

での営農についても、営農者との協力し合っていくことに同意を得られたからとのことでした。申請に至った経緯は、本申請人は前に出てきた整理番号５２番、５３番に出てくる申請法人に勤務する社員であり、所有する発電施設は初めてで、管理しやすい場所なのでこの場所を選んだとのことでした。施設概要では、４１５Ｗモジュールを２１０枚設置する予定で、売電単価は１８円、年間売上２００万円、設置費用８５０万円で、設備費の回収には５年ほどを見込んでいたとのことでした。こちらは下部の農地にはミカン４５本を５ｍ間隔で植え付ける予定であり、やはり栽培経験はないとのことでした。収量８割の関係は、平均収量の８割である１，４６０ｋｇを見込んでおり、インターネットによる直販を計画しているとのことでした。農業従事者については、土地所有者の他２人で行うとのことでした。調査班としては被害防除対策が取られていることや、転用の確実性、実行性が確認できたことから、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

１４番委員 １４番ですが、よろしいですか。サカキとドクダミとミョウガを栽培すると現地・面接調査案内図に出ていたのですが、ドクダミはどのように加工して、どのように販売するのか、お聞きになったのでしょうか。

深澤係長 事務局ですが、お答えさせていただきます。今回の太陽光の下については、あくまでもサカキです。他の県外の圃場ではドクダミを作っています。ドクダミはそれほど高く売れるものではないので、会社で「マヌカハニーが入って飲みやすく、ショウガエキスの入った黒酢ドクダミドリンク」、こういうものを作っているということで、これを自社で加工、当然、外部委託だと思いますが、商品にしているということです。ドクダミそのものをどこかに売っているのではなく、自社加工しているという説明をいただいております。

議 長 よろしいですか。

１４番委員 はい。

議 長 その他、ございますか。

１３番委員 １３番です。太陽光の下部圃場でミカンというのが、今回、新しいなと思ったのですが、今までミカンを栽培してどのくらいできているとか、他のところでも構わないのですが情報はありますか。

深澤係長 事務局でお答えさせていただきます。実際に、国内ではミカンをやっているところもあります。農林水産省でもミカンの事例を大々的に公表していて、太陽光の下だと夏場の枝の作業は、ある程度、日陰で作業がしやすいですとか、実の日焼けが少ないので、商品としての価値は向上しているという事例が、農林水産省から報告されています。実際に、太陽光の下でもミカンは栽培できるという認識でおります。以上です。

議 長 よろしいですか。その他、ございますか。皆さんから他にないようですので、採決をしたいと思います。

農地法第３条の整理番号９番から１３番、農地法第５条の整理番号５１番から５４番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、農地法第３条の整理番号９番から１３番、農地法第５条の整理番号５１番から５４番を許可とすることに決定いたします。

なお、３，０００㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについては、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知お願いします。

次に、議案第２４号 農地法第３条第２項第５号の規定による農地取得「下限面積」の設定について審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹 ◇（別途資料の朗読、説明）

議 長 なお、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

１番委員 それでは、現地・面接調査案内図１５３ページから１５６ページをご覧ください。登録空き

(1 班班長)	家に付随する農地について申請のありました1件について、報告をいたします。申請地は北側が市道、西側と東側と南側は水路に囲まれた農振農用地区域内の農地です。農地の確認のみで、面接等は実施しておりません。申請事由として、空き家と農地を同時に手放したく、下限面積を1aとするための申請であり、空き家は当該農地の北の市道を渡った北側に位置しています。今回、申請の農地につきましては、空き家バンクに登録された空き家に接する市道を挟んで、すぐ南側に位置しており、歩いていくことができる位置にあり、住宅とあわせて利用することには利便性が高いと考えられます。農地は206㎡と大きな土地ではありませんが、現在は休耕となっており、耕耘することで農地として利用することは可能と考えられる状況です。ただし、土地所有者が管理できないとすると、今後、荒れてしまうことが予想されます。このことから、調査班としては農業に関心のある移住者を呼び込み、また、遊休農地の解消が期待され、下限面積の1aに設定することは適当であると判断し、報告といたします。以上です。
議 長	以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
17番委員	はい、17番。空き家バンクで借りるとか販売することになると思いますが、価格設定は誰が決めるのですか。
深澤係長	お答えさせていただきます。こちらにつきましては資料の現地・面接調査案内図の154ページが空き家バンクに登録申請したものです。こちらを売却したいという希望です。希望額はここに書いてあります。目安としてはこの金額で売りたいということですが、交渉によっては、もしかしたらこれよりも安くなる可能性はあります。あくまでも農地ではなくて、家の金額になりますので、家と一緒に買う場合は、多少、割引しますという話になるのか、評価格でやりとりすることになるのかは、売る人と買いたい人との相対で決めていただくことになります。当然、間には不動産屋さんが入ると思いますけれども、そういった価格の決め方になると思われます。以上です。
17番委員	ありがとうございます。良く分かりました。
議 長	空き家バンクで初めての登録になりますので、他に何か確認したいことがありますか。他によろしいですか。
7番委員	7番です。宅地の面積はどのくらいですか。畑は約60坪と書いてありますが、住宅の方はどのくらいありますか。
深澤係長	住宅地の面積は803.34㎡です。
議 長	他、質問がなければ、採決しますけれども、よろしいですか。
	議案第24号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇(挙 手) 全員賛成でありますので、議案第24号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について、原案を決定いたします。
	次に、議案第25号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
篠崎副主幹	議案第25号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定につきましては、買い手農家の所有農地の効率利用の要件が満たされていないという申請者の都合によりまして、来月以降に繰り越すこととなりましたので、今月の審議はございません。よろしくをお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。審議案件がないため、本議案は審議不要となりますので、次に進みたいと思います。
	次に、協議事項(1) 令和3年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、協議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
井草局長補佐	◇(別途資料の朗読、説明)
長谷川局長補佐	◇(別途資料の朗読、説明)
深澤係長	◇(別途資料の朗読、説明)
議 長	以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お

	願いいたします。
	◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。
	協議事項（１） 令和３年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、協議事項（１） 令和３年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、原案を承認することに決定いたします。
	次に、協議事項（２） 令和４年度最適化活動の目標の設定等について協議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
井草局長補佐	◇（別途資料の朗読、説明）
長谷川局長補佐	◇（別途資料の朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、願いいたします。
	◇（意見、質問等なし）
議 長	それでは、ないようですので、採決をしたいと思います。
	協議事項（２） 令和４年度最適化活動の目標の設定等について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、協議事項（２） 令和４年度 最適化活動の目標の設定等については、原案を承認とすることに決定いたします。
	次に、協議事項（３） 農業振興地域整備計画（令和３年９月除外及びマスタープラン）の変更に係る農業委員会への意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
眞塩副主幹	◇（別途資料の朗読、説明）
田所主事	◇（別途資料の朗読、説明）
議 長	ただいま事務局の説明がございました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、願いいたします。
	◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。
	農業振興地域整備計画（令和３年９月除外及びマスタープラン）の変更に係る農業委員会への意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、協議事項（３） 農業振興地域整備計画（令和３年９月除外及びマスタープラン）の変更に係る農業委員会への意見聴取については、原案を承認することに決定いたします。
	次に、３４ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（４）までの内容は、
	（１）法第４条の届出書の受理状況 ３件
	（２）法第５条の届出書の受理状況 ２１件
	（３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況 １７件
	（４）現況証明交付状況について ２件
	報告事項（５） 令和４年度前橋市農業委員会事業計画（案）について、事務局から報告をお願いいたします。
井草局長補佐	◇（別途資料の朗読、説明）
長谷川局長補佐	◇（別途資料の朗読、説明）
深澤係長	◇（別途資料の朗読、説明）
議 長	続きまして、報告事項（６） 職員の任免について事務局から報告をお願いいたします。
井草局長補佐	◇（別途資料の朗読、説明）

議 長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会とさせていただきます。
(閉会午後 4 時 0 7 分)